

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱

令和6年1月29日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14に規定する個別避難計画作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者

本町の区域内に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者として、江差町要支援者登録制度実施要綱（平成24年告示第47号）第4条に定める者のうち、江差町避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者をいう。

(2) 避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

(3) 避難支援者

個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

(4) 個別避難計画

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(推進体制)

第3条 町は、個別避難計画作成に係る総務課防災生活係、健康推進課健康推進係、高齢あんしん課高齢者支援係、高齢あんしん課地域包括支援係、町民福祉課福祉子育て係に個別避難計画作成推進担当者（以下「推進担当者」という。）をおくものとする。

推進担当者は総務課長が指名するものとする。

2 健康推進課健康推進係の推進担当者は保健師とする。

3 町は、推進担当者で構成する個別避難計画作成推進担当者会議を設置し、各推進担当者の分掌事務は次のとおりとする。

総務課防災生活係

- (1) 会議の統括
- (2) 事業全体の進捗管理
- (3) 個別避難計画作成に係る防災上の助言・指導
- (4) 個別避難計画作成に係る自主防災組織、町内会長・自治会長との調整

健康推進課健康推進係（保健師）

- (1) 避難行動要支援者の医療分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成に係る医療上の助言・指導

高齢あんしん課高齢者支援係

- (1) 避難行動要支援者の介護分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成の進捗管理（介護分野）
- (3) 個別避難計画の保管及び管理（介護分野）

高齢あんしん課地域包括支援係

- (1) 避難行動要支援者の介護分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成に係る指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員との調整

町民福祉課福祉子育て係

- (1) 避難行動要支援者の障害分野における心身の状況等の把握
- (2) 個別避難計画作成の進捗管理（障害分野）
- (3) 個別避難計画の保管及び管理（障害分野）
- (4) 個別避難計画作成に係る指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員との調整
- (5) 個別避難計画作成に係る民生委員・児童委員との調整

4 町は、個別避難計画作成に係る次の各号に掲げる協力団体・協力者の支援を受け、個別避難計画作成を推進するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 町内会長又は自治会長
- (3) 自主防災組織
- (4) 江差町社会福祉協議会
- (5) 指定居宅介護支援事業者
- (6) 指定特定相談支援事業者

(対象者)

第4条 事業の対象者は、避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成することについて、同意確認書（別記様式第1号）により同意を得た者とする。

(作成の優先順位)

第5条 個別避難計画の作成は、対象者のうち、次に掲げる区域に居住している者であつて、別表1に定めるところにより優先順位を付けて作成するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域のうち、想定浸水深0.5メートル以上の区域
- (2) 土砂災害（特別）警戒区域
- (3) 津波浸水想定区域

2 前項第1号に該当する対象者以外の洪水浸水想定区域に居住する対象者の個別避難計画の作成は、前項第1号から第3号に該当する対象者の個別避難計画作成の進捗状況を踏まえて着手するものとする。

3 前2項に該当しない対象者の個別避難計画の作成は、前2項に該当する対象者の個別避難計画作成の進捗状況を踏まえて着手するものとする。

4 対象者のうち、社会福祉施設等に入居している者、病院に長期入院している者等については、個別避難計画を作成しないものとする。

(対象者以外の避難行動要支援者)

第6条 町長は、対象者以外の避難行動要支援者について、当該本人、その家族等に対して個別避難計画の作成の趣旨を周知し、作成を勧奨するものとする。

(個別避難計画の様式)

第7条 個別避難計画様式（別記様式第2号）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難行動要支援者の状態
- (8) 避難時の配慮に関する情報
- (9) 緊急連絡先

- (10) 避難支援者の情報（氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先）
 - (11) 避難場所及び避難経路の情報
 - (12) その他必要な事項
- （個別避難計画の作成方法）

第8条 個別避難計画は、町が作成するほか、町長は、次のいずれかに該当する者（以下「作成依頼先事業者等」という。）に依頼することができるものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) その他町長が適切に個別避難計画を作成することができることを認める者

2 町長は、対象者に当該対象者を担当している介護支援専門員、相談支援専門員（以下「福祉専門職」という。）がいるときは、当該福祉専門職が所属する前項第1号及び第2号に定める事業者が個別避難計画の作成を個別避難計画作成依頼書（別記様式第3号）により依頼するものとする。

（個別避難計画の更新）

第9条 町長は、おおむね1年に1回、対象者若しくはその家族等又は福祉専門職が個別避難計画に記載された事項に変更がないかどうか点検するよう求めるものとする。

2 町長は、個別避難計画に記載した事項に変更が生じたことを確認したときは、速やかに当該個別避難計画を更新するものとする。

3 町長は、前条第2項の依頼に応じて作成した個別避難計画に記載した事項に変更が生じたことを確認したときは、当該個別避難計画を作成した福祉専門職に当該個別避難計画の更新を依頼するものとする。

（作成にかかる報酬）

第10条 町長は、第8条第2項及び第9条第3項の依頼に応じて福祉専門職が個別避難計画を作成若しくは更新した場合において、当該個別避難計画の内容が適正であると認めるときは、別表2に定めるところにより報酬を支払うものとする。

2 前項の報酬の支払いは、個別避難計画を作成若しくは更新した福祉専門職が所属する第8条第1項第1号及び第2号に定める事業者が、作成若しくは更新した個別避難計画及び個別避難計画作成報酬請求書（別記様式第4号）を町長に提出することにより請求するものとし、町長はこれを確認のうえ、遅滞なく当該事業者を支払うものとする。

(秘密の保持等)

第11条 作成依頼先事業者等及び個別避難計画の提供を受けた者は、事業実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

2 作成依頼先事業者等は、個別避難計画の記載事項をこの事業の目的以外に使用してはならない。

3 町長は、作成依頼先事業者等がこの要綱に違反したときは、提供を受けた個別避難計画を直ちに返却するよう求めることができる。

(災害発生時の個別避難計画の提供)

第12条 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、住民の共助による避難行動要支援者の避難支援等に活用できるよう、法第49条の15第3項の規定に基づき、必要と認められる者に個別避難計画を提供することができる。

2 町長は、前項の規定により個別避難計画を提供するときは、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 町長は、第1項による個別避難計画を活用した避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、個別避難計画を提供した者に活動結果の報告を求めるとともに、個別避難計画を回収するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が都度定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

個別避難計画作成の優先順位判定基準			
優先 順位	心身の困難度等	考慮事項	計画作成区分
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定 4 以上 ・ 身体障害者手帳 1 級保有者 ・ 身体障害者手帳 2 級保有者 (視覚・体幹・下肢) ・ 精神保健福祉手帳 1 級保有者 ・ 療育手帳 A 判定保有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 ・ 各心身の困難度の重複 	福祉専門職
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 	介護支援 専門員
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報機器設置者 ・ 名簿登載希望者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力歩行で避難所に行けない ・ 視覚/聴覚障害の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 家族 ・ 町内会 自治会

別表 2 (第10条関係)

業務の内容	報酬額
第 8 条第 2 項の規定による個別避難計画の作成	1 件につき 7, 000 円
第 9 条第 3 項の規定による個別避難計画の更新	1 件につき 3, 500 円

別記様式第1号（第4条関係）表面

別記様式第1号（第4条関係）表面

同意確認書

江差町長 宛

- ◆ 個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に掲載された方が災害発生時に円滑に避難行動ができるよう、避難を支援する方や避難経路などをあらかじめ決めておく個人の計画です。
 - ◆ この計画作成にあたっては、避難を支援する候補者、計画を作成する指定居宅介護支援事業者や指定特定相談支援事業者などの関係者に、必要な限度であなたの個人情報を共有します。
 - ◆ 作成した計画は
 - ① 平常時は避難を支援する関係者に提供します。
 - ② 災害発生時、又は発生するおそれがある場合は避難の支援実施に必要な限度で避難を支援する関係者やその他必要と認められる方に提供することがあります。
- ※ ただし、①の場合はあなたと避難を支援する方の同意がなければ提供されません。

以上のことを承知し、

1. 個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します
- 同意しません

2. 平常時から個別避難計画の情報を、避難を支援する関係者、指定居宅介護支援事業者や指定特定相談支援事業者などの関係者に提供することに

- 同意します
- 同意しません

年 月 日

(本人署名)

氏名 (本人)		
連絡先	住 所	
	電話番号	

※ 本人が自筆できない場合や同意について判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。

(代理署名)

代理人氏名		本人との続柄 ()
代理人 連絡先	住 所	
	電話番号	

(裏面もあります。必ずご記入、ご確認ください。)

別記様式第1号（第4条関係）裏面

別記様式第1号（第4条関係）裏面

確認事項

1. 加入されている町内会・自治会があればご記入をお願いします。

町内会・自治会名	町内会 ・ 自治会
----------	-----------

2. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員がいらっしゃる場合、ご記入をお願いします。

担当の 介護支援専門員（ケアマネジャー） 相談支援専門員	担当者名	
	事業所名	

留意事項

個別避難計画の作成や情報提供に同意することにより、災害発生時、又は発生するおそれがある場合に避難の支援を受ける可能性が高まりますが、避難を支援する方自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難を支援する方などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

[お問い合わせ先]

江差町役場 総務課防災生活係

TEL0139-52-6711

別記様式第2号（第7条関係）表面

個別避難計画様式

別記様式第2号（第7条関係）表面
整理番号：

住所	〒	電話	
	江差町	携帯	
フリガナ		FAX	
氏名		その他	
メールアドレス			
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
心身の情報	障害者手帳	□身体（ ）級 □知的（A・B） □精神（ ）級	
	介護認定	要支援 ・ 要介護 1・2・3・4・5	
	指定難病	有（ ） ・ 無	
避難時に配慮しなくてはならない事項	あてはまる項目すべてに■ <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他（ ）		
居住場所の災害ハザード情報	<input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 河川浸水想定区域 浸水深0.5m以上 <input type="checkbox"/> 土砂災害（特別）警戒区域 <input type="checkbox"/> 津波災害警戒区域		
避難先での生活支援方法	<input type="checkbox"/> 排泄、食事、着替え等において介助を要する <input type="checkbox"/> 周囲に配慮できない行動をとることがある <input type="checkbox"/> 聴覚等の障がいにより、情報収集等に困難を伴う <input type="checkbox"/> その他、避難生活時に不安なことがある（内容： ） <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居人あり → 全員が65歳以上か はい・いいえ		
家族構成	氏名（ ）（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名（ ）（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	氏名（ ）（続柄： ）	同行避難	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
ペット	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる → 種類（ ）、数 匹 避難の可否 可・否		
緊急連絡先①	フリガナ	本人との関係	
	氏名（団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
緊急連絡先②	フリガナ	本人との関係	
	氏名（団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
避難支援者情報①	フリガナ	本人との関係	
	氏名（代表者及び団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		
避難支援者情報②	フリガナ	本人との関係	
	氏名（代表者及び団体名）		
	住所		
連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：		

別記様式第2号（第7条関係）裏面

個別避難計画様式

別記様式第2号（第7条関係）裏面

避難の支援方法	【介助の必要性】 <input type="checkbox"/> 介助不要 <input type="checkbox"/> 一部介助が必要 <input type="checkbox"/> 全介助が必要
	【避難手段】 <input type="checkbox"/> 徒歩・交通機関 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> その他
	【具体的な支援方法】
	●洪水発生時は、_____△避難する ●土砂災害発生時は、_____△避難する ●地震発生時は、_____△避難する ●津波発生時は、_____△避難する
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	
【地図欄】	
【避難時の持物】	

<p>年 月 日</p> <p>上記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認すると共に、避難支援等関係者に提供することを同意・了承します。</p> <p>要支援者 氏 名 _____ 印</p> <p>支援者 氏 名 _____ 印</p>			
代理 記入 者	フリガナ		本人との 関係
	氏名		
備 考	住所	〒	連絡先
日 作 成	年 月 日	者 作 成	事業所名： 氏 名：

個別避難計画作成依頼書

年 月 日

指定居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業者
管理者様

江差町長

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり個別避難計画の作成を依頼します。

記

1. 対象者

住 所 _____
氏 名 _____
心身の状態 _____
担当福祉専門職 _____

2. 対象者居所の災害リスク（該当に○）

洪水浸水想定区域（浸水深0.5m以上）
土砂災害（特別）警戒区域
津波災害警戒区域

3. 対象者居所の最寄りの指定緊急避難所及び指定避難所

指定緊急場所 _____
指定避難所 _____

4. 計画書

要綱第7条に定める別記様式第2号により作成、提出してください。

5. 計画書提出期限

年 月 日

6. 個人情報取扱

要綱第11条の規定を遵守するとともに別記個人情報取扱特記事項のとおり取り扱います。

[お問い合わせ先]

江差町役場 総務課防災生活係

TEL0139-52-6711

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 1 個別避難計画作成の依頼を受けた者（以下「請負人」という。）は個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、依頼による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。依頼による事務の役割を退いた後においても同様とする。

（取得の制限）

- 3 請負人は、この依頼による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

（適正管理）

- 4 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

- 5 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 6 請負人は、この依頼による事務に関して知り得た個人情報を、江差町個別避難計画作成推進事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 7 請負人は、この依頼による事務を行うため町長から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 8 請負人は、この依頼による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（従事者への周知）

- 9 請負人は、この依頼による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

（調査）

- 10 町長は、請負人がこの依頼による事務を行うにあたり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（指示及び報告）

- 11 町長は、請負人がこの依頼による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、請負人に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

- 12 請負人は、要綱に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのある場合は、直ちに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。

個別避難計画作成報酬請求書

年 月 日

(宛先) 江差町長

江差町個別避難計画作成推進事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり作成した個別避難計画を提出するとともに、当該計画作成に係る報酬を請求します。

記

1. 請求者

事業所（法人）名	
事業所番号	
事業所（法人）の所在地	
管理者（代表者）名	
連絡先	

2. 個別避難計画を作成した避難行動要支援者

No.	氏名	住所	作成者名	区分 (いずれかに○)
1				新規作成・更新
2				新規作成・更新
3				新規作成・更新
4				新規作成・更新

3. 請求額

報酬請求額	円
-------	---

4. 請求内訳

区分	件数	請求額
新規作成 7,000円	件	円
更新 3,500円	件	円

5. 振込先金融機関

金融機関名	銀行・金庫		支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名			